

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の人権その他の権利利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に規定する住民票（消除された住民票を含む。）の写し、住民票の記載事項証明書若しくは戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍謄抄本（除かれた戸籍の謄抄本を含む。）若しくは戸籍の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、又は交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を本人に通知するものとする。

- (1) 住基法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定に該当する事実が明らかになった場合
- (2) 国又は県の行政機関からの通知等により、職務上請求書が不正に使用されたことが明らかになった場合
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、不正取得であることが明らかになった場合

(通知の実施)

第4条 前条の規定による通知（以下「本人通知」という。）は、あらかじめ書面で本人に連絡した上で、小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号）第

9条の規定に基づき、本人のプライバシーに十分配慮した上で、電話又は面談により行うものとする。

(通知の内容及び手順)

第5条 市長は、本人通知を行う場合には、本人に通知を行う理由を説明した上で、不正取得の事実を通知するものとする。

2 前項の場合において必要と認める場合には、市長は、本人に住民票の写し等の交付の仕組みを説明することとする。

(通知後の支援)

第6条 市長は、不正取得による人権侵害が明らかになった場合には、本人に対し、法務局への人権救済の申立て方法その他必要な情報を適宜提供し、支援するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、施行の日以後の交付請求から適用する。